平成２２年（再イ）第５号
長崎県平戸市田平町深月免1130番地１
再生債務者　村田　弥一
１　決議に付する再生計画案　平成23年３月４日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月８日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月15日まで
平成23年３月17日
長崎地方裁判所平戸支部破産再生係

平成２２年（再イ）第５３号
香川県さぬき市津田町鶴羽903番地２
再生債務者　鏡原　順子（旧姓川西）
１　決議に付する再生計画案　平成23年２月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月14日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月14日まで
平成23年３月17日
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（再イ）第９４号
広島市東区上温品２丁目18番12号
再生債務者　橋本　義昭
１　決議に付する再生計画案　平成23年２月28日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月15日
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月15日まで
平成23年３月18日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２２年（再イ）第２５７号
神戸市灘区桜ヶ丘町３番18―106号
再生債務者　松本　順治
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成23年２月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項１号に定める事由がある。
平成23年３月17日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２１年（再イ）第１１４６号
大阪市西成区岸里１丁目４番４号ヴァンヴェール02　505号
再生債務者　新井明子こと　朴　　明子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年３月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再イ）第６６号
佐賀県佐賀市大和町大字松瀬3563番地
再生債務者　中原　　了
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年３月17日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（再イ）第４６号
富山市本宮1020番地
再生債務者　廣田　智宏
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年３月18日　　富山地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第３号
秋田県山本郡藤里町藤琴字鳥谷場207番地
再生債務者　細田　鉱子
１　決定年月日時　平成23年３月17日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月７日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月21日から平成23年４月28日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（再ロ）第１号
高知市一宮中町２丁目18番34号
再生債務者　島田　純矢
１　決定年月日時　平成23年３月17日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月14日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月21日から平成23年５月６日まで
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再ロ）第３号
青森市大字筒井字八ツ橋57番地15
再生債務者　柳谷　至興
１　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月15日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月22日から平成23年５月６日まで
青森地方裁判所民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１号
宮崎市霧島４丁目31番地　フルール霧島307号
再生債務者　髙木　秀俊
１　決定年月日時　平成23年３月18日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月15日まで
４　一般異議申述期間　平成23年５月２日から平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第５号
栃木県足利市利保町２丁目22番地８
再生債務者　齋藤　正春
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月１日まで
平成23年３月11日
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（再ロ）第３３号
仙台市太白区八木山東１丁目５番８号
再生債務者　小野　　誠
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年４月１日まで
平成23年３月11日
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０１３１号
埼玉県朝霞市西弁財１―９―26―206
再生債務者　目黒　一恵
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第３号
佐賀県嬉野市塩田町大字久間甲856番地36
再生債務者　小柳隆太郎
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月15日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（再ロ）第１５号
沖縄県浦添市仲間２丁目39番２号
再生債務者　垣花　初美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月16日
那覇地方裁判所民事第３部

官報公告

合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年五月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十三年三月十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
確定した最終事業年度はありません。
平成二十三年三月二十九日
東京都新宿区信濃町一八番地
（甲）コンフィテロ株式会社
代表取締役　岡崎　慎二
東京都新宿区信濃町一八番地
（乙）ヴァンデドール株式会社
代表取締役　上原　航平